

令和8年度 年次事業評価書 (評価対象年度: 令和7年度) 施設名: 日進市高齢者生きがい活動センター

概要	施設所在地・所管課		日進市蟹甲町中島267番地	所管課: 介護福祉課
	設置目的		高齢者に就業機会を提供するとともに、健康の増進社会交流を図り、高齢者の生きがい活動を推進する。	
	指定期間・選定方法		令和4年4月1日～令和9年3月31日	選定方法: 非公募
	指定管理者	所在地	日進市蟹甲町中島267番地	
		団体名・代表者	公益社団法人 日進市シルバー人材センター 会長 有海 俊彦	

	令和6年度	令和7年度	前年度比
指定管理料(市委託料)	3,920千円	4,395千円	112.1%
利用料金収入	0千円	0千円	
施設利用者数	12,612人	15,063人	119.4%

分類	評価項目	評価基準	評価点 (5～1点)
共通評価事項	1 法令等遵守	法令、条例、業務仕様書等に基づき、必要な施設の維持管理、点検、報告等が適切に行われている。	4点
	2 清掃業務	業務仕様書に基づき、清掃業務・維持管理が、適切に行われている。	4点
	3 保安警備業務	業務仕様書に基づき、保安・警備業務が、適切に行われている。	4点
	4 業務の委託	第三者への委託の内容は、事前に市の承認を受けており、適切に行われている。	4点
	5 業務記録	業務日誌及び点検、修繕等の履歴を適切に整備し、保管している。	4点
	6 職員の配置	必要な資格、経験を有するものなど、事業計画書に即し、人員を過不足無く配置している。また、従業員の労働条件、賃金水準が、適正に確保されている。	4点
	7 職員研修	施設の設置目的達成のために必要な研修・教育が、適切に行われている。	4点
	8 個人情報保護	利用者の個人情報を保護するための対策を適切に講じられている。	4点
	9 緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保され、また、マニュアルが整備されている。	4点
	10 施設利用の状況	利用者数や施設の稼働率は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。	4点
	11 利用促進業務	施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動が適切に行われ、その効果が認められる。	4点
	12 利用者支援業務	施設利用者が円滑に活動できるように、必要な指導・助言が適切に行われている。	4点
	13 モニタリング	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組が適切に行われている。また、事業報告書等による市への報告・説明が、適切に行われている。	4点
	14 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が、適切に行われている。	4点
	15 収支の状況	利用料収入は、前年度の実績等に比べて適切、妥当な水準にある。	4点
	16 予算執行	施設の事業収支は、適切な手続きに沿って執行されている。	4点
特記事項		標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由	
		標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由	
	その他特記事項	・施設の一部を開放し、高齢者が気軽に集える交流の場を提供した。健康マージャンの実施や会員OBによるコーヒーの提供など、活動の幅を広げる取組により、高齢者の交流促進と居場所づくりに貢献した。 ・多様な自主事業の展開により、会員の活躍の場を創出し高齢者の生きがい活動を推進した。	
	(施設所管課) 改善に向けた助言等の内容		

令和8年度 年次事業評価書 (評価対象年度: 令和7年度)

施設名: 日進市高齢者生きがい活動センター

個別評価事項 (設置目的に応じた内容)	1 適正就業	就業機会が公平になるよう就業形態の適正化を図り、就業の情報収集及び提供を行っている。	4	点
	2 安全就業	安全就業のため、健康相談及び指導を行っている。	4	点
	3 地域貢献	ボランティア活動の実施により、高齢者と地域社会との交流が行われている。	4	点
	4 講習会等の開催	市民を対象に講習会・講座を開催し、教養の向上及びレクリエーションを図っている。	4	点
	特記事項	標準点(4点)を上回る評価をした項目と理由 標準点(4点)を下回る評価をした項目と理由 その他特記事項 (施設所管課)改善に向けた助言等の内容		
総評	課題点に対する取組状況 ※昨年度指摘した課題は解消されたか。	雇用環境等の変化により会員数の減少が懸念されたが、自主事業として各種講習会やキャンペーンを継続的に実施した結果、会員数は547名(前年度542名)と微増となった点は評価できる。今後も入会促進に努めるとともに、退会者の抑制に向けて、就業相談の充実や通勤手段の確保等、就業しやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。あわせて、事業者のみならず個人向けの就業機会の拡大を図り、高齢者の生きがい活動のさらなる推進を期待する。	合計	
	一年間の総評 ※点数では表すことができない、指定管理者の管理運営業務における創意工夫や改善等を幅広く記載する。	基本協定および年度協定に基づき、指定管理業務は概ね適正に実施されている。施設の維持管理においては、適切な修繕や事故防止への配慮がなされており、利用者の安全確保とサービス向上に向けた取組が継続的に行われている。 また、教養・技能講座の充実、就業機会の拡大に注力し、多くの高齢者に就業や外出の機会を提供することで生きがいづくりに寄与するとともに、健康教室や体力測定の実施により健康増進にも貢献している。今後も高齢者の生きがいと交流の拠点として、協定書等に基づく適切な運営・管理を期待する。	総合判定	A

判定基準	5点…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	4点【標準点】…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	3点…基本協定書等の内容は遵守されているが、これを上回る部分がなく課題の解消が必要な部分がある。
	2点…基本協定書等の内容を一部下回るものがあり、改善に対する課題がある。
	1点…管理運営が適切に行われたとは認められず、抜本的な改善を要する。

総合評価基準	S【優良】合計85点以上…期待する水準を大幅に満たし、優良な管理を行っている。
	A【良好】合計70点～84点…期待する水準を満たし、良好な管理を行っている。
	B【適正】合計60点～69点…一部に課題の解消が必要な部分があるが、概ね妥当である。
	C【改善】合計50点～59点…期待する水準を満たす状況になく、改善が必要である。
	D【抜本的改善】合計49点以下…期待する水準を大幅に満たしておらず、抜本的な改善が必要である。